

経済戦略局（特定計量器に関する立入検査等の業務）会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、経済戦略局産業振興部計量検査所 特定計量器に関する立入検査等の業務 会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 書類選考
- (2) 面接

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記のとおりとする。

- (1) 「勤務日数」
1日 7時間30分の勤務時間で週3日の勤務日
- (2) 「勤務時間」
午前9時00分～午後5時15分まで
- (3) 「休憩時間」
午後0時15分～午後1時00分まで

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 「特定計量器の立入検査等に関する業務を行う非常勤嘱託職員要綱」については廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。